淀川上流地域森林計画書（変更）

（淀川上流森林計画区）

京都市・向日市・長岡京市・大山崎町・宇治市
城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町
井手町・宇治田原町・笠置町・和束町
精華町・南山城村・亀岡市・南丹市

計画期間　　自　令和５年４月１日
　　至　令和１５年3月３１日

計画決定　　令和8年　　月　　日

（ただし、この計画書の効力は、令和9年４月１日から生じることとする。）

京都府

■ 変更する理由

森林法第５条第５項の規定に基づき、森林の現況、計画の対象とする森林の区域、森林整備に関する事項、森林の保全に関する事項、間伐の計画量、林道の開設及び拡張、保安林の整備に関する計画の変更に関する計画の変更を行います。

なお、当該森林計画変更の効力は、令和９年４月１日より生ずることとなります。

※下線部は現行計画からの変更箇所

Ⅰ 計画の大綱

１　森林計画区の概況

（１）概　況

ア～ウ　［略］

（２）面　積（R8.4.1 現在）

総土地面積　222,284ha

森林面積　157,805ha

うち民有林面積　155,129ha（計画対象面積 154,161ha）

（３）～（７）［略］

２　［略］

３　計画樹立に当たっての基本的な考え方

［略］

また、令和４年４月には「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例（京都府条例第 16 号)」が施行され、本条例に基づき、府内産木材の利用等に関する取組を総合的に推進することにより、森林資源の循環利用を進め、林業・木材産業などの更なる発展、森林の有する公益的機能の持続的発揮に努めていくこととします。

当地域森林計画は、当該指針や制度などの取組も勘案しながら樹立することとし、計画実行のための施策を展開していきます。

Ⅱ 計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○　市町村別面積

単位：ha

区分		面積	備考
振興局等	市町村		
京都林務事務所	京都市	59,155	1　地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。 2　地域森林計画の対象森林は、森林法第１０条の２第１項に基づく林地開発行為の許可、同第１０条の７の２第１項の森林の土地の所有者となった旨の届出、また同第１０条の８第１項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。 3　森林計画図の縦覧場所は、京都府農林水産部林業振興課、京都府京都林務事務所及び関係京都府広域振興局とします。
	向日市	90	
	長岡京市	778	
	大山崎町	182	
山城広域振興局	宇治市	3,301	
	城陽市	775	
	八幡市	126	
	京田辺市	1,086	
	木津川市	2,987	
	久御山町	20	
	井手町	873	
	宇治田原町	4,307	
	笠置町	1,879	
	和束町	4,926	
	精華町	321	
	南山城村	4,560	
南丹広域振興局	亀岡市	15,088	
	南丹市	53,708	
総数		**154,161**	

R8.4.1 現在

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1)　森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化を推進します。

また、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い、人工林を維持し、林業適地以外にあるものについては、侵入広葉樹の活用等による針広混交林化、広葉樹林化により天然林への移行を推進することとします。

一方で、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を推進することとします。

なお、森林の有する機能ごとの対象、望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

○森林の有する機能：水源涵養機能

対象とすべき森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、渓流等の周辺に存する森林
望ましい森林の姿	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
森林整備及び保全の基本方針	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育及び間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図る施業を推進する。 また、自然的条件や府民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林については針広混交林化等により天然林への移行を推進するなど天然力を活用

	した施業を推進する。 　ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

○森林の有する機能：山地災害防止機能／土壌保全機能

対象とすべき森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林
望ましい森林の姿	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 　また、自然的条件や府民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進する。 　集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

○森林の有する機能：快適環境形成機能

対象とすべき森林	日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林が所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林

望ましい森林の姿	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
森林整備及び保全の基本方針	風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育、間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

○森林の有する機能：保健・レクリエーション機能

対象とすべき森林	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用等に適した森林
望ましい森林の姿	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、府民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	府民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や国民のニーズ等に応じて広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

○森林の有する機能：文化機能

［略］

○森林の有する機能：生物多様性保全機能

対象とすべき森林	全ての森林
望ましい森林の姿	時間軸を通して適度なかく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然的条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置された森林 また、特に原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林や陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林
森林整備及び保全の基本方針	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

○森林の有する機能：木材等生産機能

対象とすべき森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林
望ましい森林の姿	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林
森林整備及び保全の基本方針	林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、森林の集積・集約化や施業の機械

	化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。また、天然林については、利活用等により機能の維持増進を図るため、更新補助作業を含む適切な整備を推進する。

(2) ［略］

２ ［略］

第３ 森林の整備に関する事項

［略］

１ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、伐採を行う際の規範として、市町村森林整備計画で定めるものとします。

主伐については、目的樹種の更新を伴う皆伐又は択伐によるものとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るために、自然的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成などを勘案するとともに、伐採面積の縮小・分散に取り組み、伐採跡地が連続することのないよう配慮し、特に天然更新による場合は、稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を勘案して伐採を行い、特に自然環境が劣悪で、更新を確保するための伐採方法を特定する必要のある森林においては、適確な更新に配慮した択伐等の伐採方法を選択することとします。

併せて、森林の生物多様性の保全を図る観点から、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえ、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の更新の確保、尾根筋の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯死木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残に努めることとします。また、伐採造林届出制度等を通じて、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）等を踏まえた伐採・搬出を確実に実施します。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努めます。

加えて、放置されている人工林、竹林及び里山林については、健全な森林として維持するために、府民や企業の参画も得て、適切な森林整備を行うこととします。

ア　［略］

イ　択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木、帯状又は群状に、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進のため、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

(2)　立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられるものです。伐採（主伐）の対象となる立木については、標準伐期齢以上を目安として選定し、生物多様性の保全等の観点から、多様な伐期による伐採に努めることとします。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではありません。

市町村内の主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として、平均成長量が最大となる林齢、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を考慮して定めることとします。

［略］

(3)　［略］

２　造林に関する事項

市町村森林整備計画において定められる造林に関する事項については、市町

村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を考慮し、造林を行う際の規範として定めることとします。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林は、適地適木を原則として、スギ、ヒノキを主体としつつ、郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定することとします。

なお、市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

また、更新に当たっては、成長等にすぐれた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の積極的な活用に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性の保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図るため、自然的条件や既往の造林方法等を勘案して人工造林の標準的な方法を定めることとします。

また、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数の適用を促すことを基本として標準的な植栽本数についても定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入などについても努めていくこととします。

（ア） ～（イ）［略］

ウ ［略］

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径等森林の現況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によって適確な更新が図られる森林において行うこととし、実施の可否については、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等を勘案して判断することとします。

ア　［略］

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とします。

ぼう芽更新を行う場合は、必要に応じ芽かき、植え込み等を実施することとします。ササや堆積した腐植層等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととします。

なお、天然更新候補地では、立木度をもって天然更新の完了を判断することとします。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率で表したものであり、５年生の更新樹種の期待成立本数を 1ha 当たり 10,000 本と定めます。

天然更新を完了すべき期間内に、更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、また対象樹種が立木度３以上となった段階をもって、更新完了とします。

［略］

ウ　［略］

(3) ～ (4) ［略］

３ 間伐及び保育に関する事項

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、目的樹種の一部を伐採して行うものであって、単木又は列状に、伐採区域全体ではおおむね均等な割合により、人工林の育成段階にあっては、伐採後、一定の期

間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。

間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有した林分構造や、根系の発達が促されるよう、森林の現況に応じて適切な伐採率により行うこととします。

なお、市町村森林整備計画において定められる間伐及び保育に関する事項における指針は、次のとおりとします。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、林業普及指導員による地域の実状に応じた間伐方法を考慮した判断も交え、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法、その他必要な事項を定めることとします。

なお、ヒノキの間伐率は、スギに比べて弱度とします。

［略］

(2) ～ (3) ［略］

４ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

［略］

名称	森林の所在、立地条件等
水源涵養機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林

山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林
快適環境形成機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「快適な環境の形成の機能を図るための森林施業を推進すべき森林」）	日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林、及び気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林
保健機能及び生物多様性保全機能維持増進森林 （森林法施行規則にいう「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」）	観光的に魅力のある原生林、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、府民の保健・教育的利用に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 また特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林及び、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等の属地的な機能の発揮が求められる森林

イ　　［略］

(2)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている区域を設定するものとします。

なお、区域内において（１）に定める公益的機能別施業森林と重複す

る場合には、それぞれの機能の発揮に支障のないよう、施業方法を定めることとします。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、特に効率的な施業が可能な森林の区域として確実に設定することとします。

イ　森林施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐その他伐採の方法等を定めるとともに、当該区域のうち、林業適地においては、主伐後の植栽による確実な更新を行い、利活用等により機能の維持増進を図る天然林においては、更新補助作業等を行うこととします。

(3)　［略］

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)　林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の開設及び改良については、第２の１に定める森林の整備の目標の実現を図るため、林道路網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道について計画的な整備を促進することとします。

また、林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、改築・改良を含む林道の質的な向上も推進することとします。

［略］

(2)　～　(6)　［略］

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

［略］

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

府、市町村、森林組合、林業事業体等による地域協議会の開催や、森林総合監理士（フォレスター）、林業普及指導員による普及活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じて、森林施業の集約化のための森林所有者の取りまとめを促します。

なお、自己所有以外の森林に対しては、森林組合や林業事業体、自己所有の森林と一体的に経営する意欲のある所有者等への長期施業委託を促進し、森林施業の集積・集約化による経営規模の拡大を促していきます。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託するとともに、森林経営に適さない森林については市町村自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとします。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進するものとします。また、所有者不明森林については、森林所有者の探索、間伐等経営管理権の設定、特例措置の活用等により対応するものとします。

また、一般財団法人京都森林経営管理サポートセンターによる市町村への技術的な助言及び支援などにより、森林経営管理制度の取組を推進します。

(3) 特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準及び当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、将来にわたり人工林を維持する自然的及び社会的条件の良い林業適地において設定することとします。

イ　施業の方法に関する指針

木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育、間伐、伐採の方法等を定めるとともに、造林については、主伐後の植栽による確実な更新を行い、森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従業者の不足傾向が続いており、今後の森林の有する公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このため、京都府立林業大学校を核として、森林・林業に関する知識と技術を備えた人材を育成し、担い手の確保に取り組みます。

若手の林業就業者を、地域林業振興の中心的リーダーとして育成するため、各種研修や講習会を開催するとともに、林業研究グループや京都府林業士会､川上から川下までの集まりである京都林･材･建青年会議所等の林業従事者の自主的な活動を支援していきます。

さらに、公益財団法人京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、女性等の活躍・定着、外国人材の円滑な受入れに向けた環境整備等、人材の確保に努めます。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能検定制度等の活用の促進等により、全産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善に努めます。

(5) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備の担い手が減少していく中、林業の機械化は作業の効率化や安全性の面からだけでなく、若い担い手の確保や生産コストの低減の面からも必須であり、森林管理から生産流通全体の効率化に向け地域の実情に合わせて、タワーヤーダ、プロセッサ、フォワーダ、ハーベスタ等自走式の高性能林業機械の導入及びこれらの機械による効率的な作業システムの普及を推進します。

高性能林業機械の導入に当たっては、効率的な稼働が前提であり、オペレーターの養成、林道や森林作業道等の路網の整備及び計画的でまとまりのある作業が行える体制づくりに努めます。

また、レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報の提供を行うための体制整備に努め、面的な集約化の促進に努めます。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

木材の流通・加工体制の整備については、安定したサプライチェーンの構築を実現するために、流域を単位とした計画的な木材生産の推進により一定のまとまりのある原木を安定的に確保するとともに、原木市場等の流通拠点の整備を計画的に進めます。

また、木材の加工施設の整備及び連携利用等による加工コストの低減や、付加価値を高めるためのＪＡＳ材や集成材などの高次加工の推進、京都府産木材で作った住宅の開発と販売など、地域としての合理的な流通・加工体制の整備に努めます。

なお、主伐材等の利用を進めるため、公共建築物等での木材利用を進めるとともに、民間建築物等での利用も推進し、併せて木材加工施設等の加工体制の整備を図ります。

加えて、京都府産木材の生産から加工、販売関係者による地域の木材関係者のネットワーク化を推進していきます。また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」（令和７年 11 月林野庁策定）に基づく商慣習の見直し等を進めます。あわせて、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等により、合法性に加え、森林経営計画や森林認証等に基づく取組状況の共有を促進するなど、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図ります。こうした取組等を通じて、合法性及び持続性を市場に訴求するとともに、需給動向や木材に係るコスト構造の理解等を進め、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築を促進します。

(7) ［略］

第４　森林の保全に関する事項

［略］

１　森林の土地の保全に関する事項

(1) ～ (2) [略]

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア　土地の形質の変更を行う場合

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図るため、地域における飲料水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林など安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

土石の切取、盛土等土地の形質の変更に当たっては、森林の土地の保全に十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととします。

林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ります。

加えて、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、令和７年の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の改正等による許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用します。

イ　土石の切取・盛土を行う場合

法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための法面緑化工・土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置をとることとします。

あわせて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4)　［略］

２　［略］

３　鳥獣害の防止に関する事項

［略］

(1)　鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア　［略］

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置（防護柵、剥皮防止帯の設置等）又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとします。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

また、すみ分けのための生息環境の保全・整備（広葉樹林化、針広混交林化）を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(2)　［略］

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1)　［略］

(2)　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３（１）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向

け、捕獲や防護柵及び剥皮防止帯の設置等を行うとともに、地域におけるクマの出没・被害の実情に応じて、すみ分けのための緩衝帯の整備等を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとします。

(3) 林野火災の予防の方針

森林利用の多様化に伴い、林野火災の増加のおそれがあるため、消防機関と連携の上、林野火災に係る広報・啓発の強化、一斉林の一部を異なるタイプの樹種に植替えること等による延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを推進するほか、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進することとします。

なお、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととします。

(4) ［略］

第５ 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の持つ保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び府民等が利用する施設の整備を一体的に推進することで森林の保健機能の増進を図っていく森林をいいます。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を考慮して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めることとします。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等の保健機能の高い森林のうち、その森林が所在する地域の実情やその森林の利用者の意向等からみて、自然環境の保全に配慮しながら森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在し、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森

林について設定することとします。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う、森林の持つ水源涵養、国土保全等の機能の低下を補うため、自然環境の保全及び森林の持つ諸機能の保全を考慮し、択伐施業、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施することとします。

また、利用者が快適な散策等を行えるように、適当な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うことを定めることとします。

イ～ウ［略］

第６　計画量等

１　伐採立木材積及び間伐立木材積

森林資源の状況、過去の伐採動向等をもとに算出した伐採予測量及び全国森林計画において割り振られた京都府の計画量を考慮し、計画期間である今後 10 年間の伐採立木材積について次のとおり計画します。

単位:千㎥

区分		総数	主伐	間伐
総数		1,911	1,081	830
	うち前半５年分	919	564	355

２　森林施業等面積

単位：ha

区分		森林施業面積
総数		集計中
	うち前半５年分	集計中

３ ～４［略］

５ 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、計画区内の保安林の配備状況等を踏まえ、地域における水需要の動向、集中豪雨等による災害の発生状況等地域の実状を考慮し、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、次のとおり計画します。

○種類別面積

単位：ha

区分	水源涵養のための保安林	災害防備のための保安林				保健・風致保存等のための保安林	合計
		土砂流出防備のための保安林	土砂崩壊防備のための保安林	干害防備のための保安林	飛砂防備のための保安林		
指定	910	750	110	－	－	－	1,770
解除	6	17	2	－	－	1	26

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：ha

保安林の種類	面積		備考
		うち前半５年分	
総数（実面積）	57,132	56,258	
水源涵養のための保安林	37,452	36,998	

災害防備のための保安林	18,345	17,925	
保健、風致の保存等のための保安林	3,851	3,851	

注　総数欄は、２以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

イ　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定/解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	国有保安林との関係	備考
		市町村	区域		うち前半5年分			
指定	水源涵養保安林	京都市	一円	12	6	水資源の確保	なし	
		宇治田原町		52	26			
		亀岡市		104	52			
		南丹市		742	371			
		小計		910	455			
	土砂流出防備保安林	京都市	一円	150	75	災害の防止	なし	
		長岡京市		2	1			
		宇治市		80	40			
		八幡市		2	1			
		京田辺市		2	1			
		木津川市		20	10			
		宇治田原町		120	60			
		亀岡市		174	87			
		南丹市		200	100			
		小計		750	375			
	土砂崩壊防備保安林	京都市	一円	24	22	災害の防止	なし	
		宇治市		2	1			
		宇治田原町		4	2			
		亀岡市		40	20			
		南丹市		40	20			
		小計		110	65			
合計				1,770	895			

指定/解除	種　類	森林の所在		面 積		指定又は解除を必要とする理由	国有保安林との関係	備考
		市町村	区域		うち前半5年分			
解　除	水源涵養保安林	京　都　市	一円	5	4	指定理由の消滅	なし	
		和　束　町		1	1			
		小計		6	5			
	土砂流出防備保安林	京　都　市		1	1	指定理由の消滅	なし	
		宇　治　市		1	1			
		城　陽　市		4	4			
		京田辺市		1	1			
		木津川市		1	1			
		宇治田原町		1	1			
		笠　置　町		1	1			
		和　束　町		1	1			
		南山城村		4	4			
		亀　岡　市		2	2			
		小計		17	17			
	土砂崩壊防備保安林	京　都　市	一円	1	1	指定理由の消滅	なし	
		井　手　町		1	1			
		小計		2	2			
	風致保安林	宇　治　市	一円	1	1	指定理由の消滅	なし	
		小計		1	1			
合　　計				26	25			

ウ　［略］

(2) ～ (3) ［略］

６　［略］

第７　［略］

別表２　［略］

Ⅲ　（附）参考資料　［略］

別表１　　開設及び拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長	利用区域			国有林道との連絡調整の必要の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積	材積(m^3)				
					(m)	(ha)	針葉樹	広葉樹			
開設	自動車道	京都市	北区	雲ヶ畑、杉坂、西賀茂	横成線	1,000	197	32,224	6,439			前期
			北区	大森	大森長谷線	700	139	18,278	9,596			
			北区	真弓	縁坂線	1,800	67	10,961	3,123			
			左京区	広河原	長戸谷線	500	108	13,090	7,686			
			左京区	久多、広河原	久多広河原線	1,800	1,744	180,091	132,069			
			左京区	花脊	花背西線	1,800	171	30,057	5,613			
			右京区	嵯峨清滝	愛宕線	500	146	25,685	3,115			
			右京区	梅ヶ畑、嵯峨水尾	松尾白峰線	500	149	19,532	5,151			
			右京区	京北芹生	伊佐波線	700	79	9,900	8,022			
			右京区	京北上弓削（上川）	東向谷線	500	55	6,674	4,142			
			右京区	京北下、京北辻、京北中江	稲荷谷線	900	144	29,142	8,282			
			右京区	京北下黒田	蕗谷線	900	95	20,877	3,127			
			右京区	京北小塩	岩ヶ谷線	700	74	15,260	3,621			
			右京区	京北小塩	岩ツボ線	500	56	9,048	4,934			
			右京区	京北辻、京北中江	龍ヶ坂線	500	30	6,964	1,567			
			右京区	京北浅江	丸山線	500	30	7,579	474			
			右京区	京北上弓削	八丁線	325	547	58,992	64,028			
【開設　前期　計】						14,125	3,830	494,354	270,989	17 路線		
開設	自動車道	京都市	北区	雲ヶ畑、杉坂、西賀茂	横成線	1,500	195	32,433	5,844			後期
			左京区	久多	見越線	1,600	76	6,277	5,423			
			左京区	広河原	広河原西峰線	5,000	229	32,740	12,469			
			右京区	嵯峨清滝	愛宕線	2,200	146	25,685	3,115			
			右京区	京北上弓削（十一）	知谷支線	400	18	3,601	500			
			右京区	京北細野	宮ノ辻山田線	1,500	55	8,966	2,307			
			右京区	京北宮	北山線	1,200	47	6,827	2,096			
			右京区	京北井戸、京北辻、京北中江	奥馬場谷線	700	53	12,636	2,516			
			右京区	京北下弓削	弓削矢谷奥線	1,400	31	6,280	634			
			右京区	京北漆谷、京北矢代中	馬場谷線	1,000	60	15,921	251			
			右京区	京北下黒田	下黒田矢代線	1,000	61	18,485	587			
			右京区	京北下中	下中大谷線	600	35	8,215	1,041			
【開設　後期　計】						18,100	1,006	178,066	36,783	12 路線		
【開設　　計】						32,225	4,836	672,420	307,772	29 路線		
改良	自動車道	京都市	北区	大宮	釈迦谷線	5	61	15,133	654		橋梁改良	前期
			左京区	静市	西又線	500	262	59,094	12,270		局部改良	
			左京区	静市	東又線	200	252	55,177	12,133		局部改良	
			左京区	久多	オグロ谷線	300	278	18,947	33,234		法面保全	
			左京区	広河原	フカンド谷線	300	168	23,489	8,832		法面保全	
			左京区	一乗寺	坂端線	100	235	20,426	20,760		法面保全	
			左京区	鞍馬	百井谷線	15	288	38,958	20,335		橋梁改良	
			左京区	静市	畑山線	500	59	16,052	1,214		局部改良	
			左京区	静市	水谷線（静原）	20	95	20,020	4,118		橋梁改良	
			左京区	大原	皆子谷線	95	287	16,481	36,577		橋梁改良、局部改良	
			右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線	10	674	112,211	26,426		橋梁改良	
			右京区	京北細野	極楽谷線	10	60	9,197	2,662		橋梁改良	
			右京区	京北井戸、京北大野、京北辻、京北塔、京北鳥居、京北中江、京北比賀江	折谷線	200	147	23,610	11,592		局部改良、橋梁改良	
			右京区	京北上中、京北下中	千谷線	6	41	4,869	3,069		橋梁改良	
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	114	40,066	3,222		局部改良	
			右京区	京北上弓削	八丁線	29	547	58,992	64,028		橋梁改良	
			右京区	京北鳥居	鳥居中山線	120	16	2,355	65		局部改良	
			左京区	花脊、広河原	深見大布施線	11,006	486	61,977	34,447		局部改良，法面保全，交通安全施設	
			左京区	大原、久多、花脊	久多尾越線	12,858	814	65,528	66,929		局部改良	
			左京区	花脊	灰ケ谷線	800	74	10,345	1,284		局部改良	
			左京区	花脊	寺谷線	53	599	55,512	39,562		橋梁改良	
			右京区	京北上黒田	鎌倉谷線	10	99	20,830	7,344		橋梁改良	
【改良　前期　計】						27,637	5,656	749,269	410,757	22 路線		

開設拡張別	種類	位置			路線名	延長 (m)	利用区域			調整の必要の有無 国有林道との連絡	備考	開設拡張の順位
		市区町村名		大字			面積 (ha)	材積(m^3) 針葉樹	材積(m^3) 広葉樹			
改良	自動車道	京都市	北区	小野、中川	水谷線	500	283	51,545	7,108		局部改良	後期
			左京区	花脊	知世路線	50	345	63,409	15,537		局部改良	
			左京区	広河原	早稲谷線	300	312	41,890	20,940		法面保全	
			左京区	上高野、鞍馬	直谷線	250	348	43,470	32,403		法面保全	
			左京区	久多	古君道線	383	58	3,199	6,937		法面保全	
			左京区	花脊	尾佐谷線	17	64	7,524	5,196		橋梁改良	
			左京区	大原	大黒谷線	1,000	442	42,467	46,192		法面保全	
			左京区	花脊	南谷線	41	332	47,299	25,109		橋梁改良	
			左京区	静市	狩場線	6	93	21,107	2,232		橋梁改良	
			右京区	梅ヶ畑	水谷線	500	113	10,735	6,113		局部改良	
			右京区	梅ヶ畑	雲心寺線	500	445	73,114	24,844		局部改良	
			右京区	京北大野、京北中江、京北比賀江	小野内谷線	700	88	28,449	2,030		局部改良	
			右京区	京北上黒田、京北芹生	武地線	1,000	250	40,256	18,968		法面保護	
			右京区	京北上弓削、京北田貫、京北下中、京北大野、京北小塩、京北井戸、京北上黒田、京北下黒田、京北下弓削、京北辻、京北中江、京北宮	深見大布施線	15,486	2,627	312,165	237,779		局部改良,法面保全,交通安全施設	
			右京区	京北上弓削（十一）、京北上弓削、京北室谷	原深見線	5,424	272	31,025	22,445		局部改良,法面保全,交通安全施設	
			右京区	京北下宇津	池ヶ谷線	1,720	75	18,499	3,297		局部改良、法面保全	
改良	自動車道	京都市	右京区	京北周山、細野	余野周山	50	200	37,112	8,032		局部改良	後期
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	50	114	40,066	3,222		局部改良	
【改良　後期　計】						27,977	6,462	913,331	488,384		18 路線	
【改良　　計】						55,614	12,118	1,662,600	899,141		40 路線	
改良	軽車道	京都市	北区	鷹峰	滑地線	1,589	107	20,949	2,095		橋梁改良、山火事防止	前期
			北区	大宮、中川	東谷線	1,000	45	6,324	474		局部改良	
			左京区	大原	伊王谷線	50	213	34,475	11,191		橋梁改良	
【改良（軽車道）　前期　計】						2,639	366	61,748	13,760		3 路線	
改良	軽車道	京都市	北区	鷹峰	滑地線	26	107	20,949	2,095		橋梁改良、局部改良	後期
			左京区	花脊	オコ谷線	50	105	19,460	4,776		局部改良	
			左京区	岩倉	岩倉長谷線	9	130	18,552	7,392		橋梁改良	
			左京区	大原	亀甲谷線	870	125	25,353	3,657		幅員拡張	
			左京区	大原	伊王谷線	400	213	34,475	11,191		局部改良、幅員拡張	
			左京区	大原	長谷線	1,050	75	10,271	4,771		幅員拡張	
			右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	137	186	33,405	2,092		橋梁改良、山火事防止	
			伏見区	醍醐	北端山線	11	85	15,148	3,086		橋梁改良	
【改良（軽車道）　後期　計】						2,553	1,027	177,613	39,060		8 路線	
【改良（軽車道）　　計】						5,192	1,393	239,361	52,820		11 路線	
舗装	自動車道	京都市	北区	小野	岩谷線	1,300	113	12,460	7,688			前期
			北区	大宮	釈迦谷線	900	61	15,133	654			
			左京区	静市	西又線	2,200	262	59,094	12,270			
			左京区	静市	東又線	2,000	252	55,177	12,133			
			左京区	花脊	南谷線	1,000	332	47,299	25,109			
			左京区	花脊	知世路線	2,500	345	63,409	15,537			
			左京区	広河原	折谷線	1,480	233	31,369	15,505			
			左京区	広河原	フカンド谷線	2,243	191	25,948	10,542			
			左京区	鞍馬	二ノ瀬長谷線	2,100	164	26,485	10,317			
			左京区	鞍馬	栗夜叉線	1,000	237	41,665	12,166			
			左京区	静市	畑山線	500	59	16,052	1,214			
			左京区	静市	狩場線	650	93	22,608	2,450			
			左京区	静市	水谷線（静原）	1,000	95	20,020	4,118			
			左京区	静市	向山線	1,000	88	13,632	3,635			
			左京区	大原	大原杉谷線	460	46	5,992	2,854			
			左京区	大原	三ツ又線	790	81	13,808	2,988			
			左京区	花脊	高瀬谷線	800	118	14,360	8,995			
			左京区	花脊	尾佐谷線	850	64	7,524	5,196			
			左京区	広河原	長戸谷線	480	108	10,141	8,455			
			左京区	広河原	光砥谷線	1,370	148	13,847	13,133			
			左京区	花脊	蔵谷線	900	56	7,907	3,147			
			左京区	広河原	河原谷線	500	99	15,637	7,007			
			左京区	花脊	糠岳線	500	66	5,625	7,380			
			西京区	嵐山、松尾、松室、山田	西芳寺谷線	3,500	409	79,312	8,421			
			右京区	京北芹生	芹生谷線	500	53	6,664	4,335			
			右京区	京北灰屋	一ノ谷線	500	104	31,380	2,612			
			左京区	大原、久多、花脊	久多尾越線	500	814	65,528	66,929			
			左京区	花脊、広河原	深見大布施線	6,672	486	61,977	34,447			
【舗装　前期　計】						38,195	5,178	790,053	309,237		28 路線	

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長	利用区域			調整の必要の有無 国有林道との連絡	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字		(m)	面積 (ha)	材積(m^3) 針葉樹	材積(m^3) 広葉樹			
舗装	自動車道	京都市 北区	鷹峰、中川	奥長谷峰山線	200	144	22,937	3,646			後期
		北区	杉坂	杉坂大谷線	220	169	29,036	1,723			
		北区	大森	大森大谷線	600	239	28,230	13,655			
		北区	大森	牛ヶ滝線	560	123	12,071	8,431			
		北区	上賀茂	椿谷線	1,065	82	24,154	1,683			
		左京区	花脊	杉谷線	500	34	11,405	1,284			
		左京区	花脊	寺谷線	2,500	604	85,299	34,620			
		左京区	広河原	早稲谷線	1,500	312	41,890	20,940			
		左京区	花脊	ナメラ谷線	930	245	25,289	20,005			
		左京区	久多	久多南谷線	900	167	21,530	10,221			
		左京区	久多	古君道線	6,000	349	41,855	25,694			
		左京区	岩倉	繁見線	1,000	66	12,381	1,352			
		右京区	鳴滝	池ノ谷線	255	76	10,958	3,630			
		右京区	梅ヶ畑、嵯峨清滝	谷山線	400	674	112,211	26,426			
		右京区	嵯峨清滝	梨ノ木線	1,710	192	40,845	5,498			
		右京区	梅ヶ畑	雲心寺線	2,000	445	73,114	24,844			
		左京区	花脊	別所峰道線	400	111	18,539	6,240			
		右京区	京北上黒田、京北宮	片波線	1,000	40	7,495	1,211			
		右京区	京北宮	片波広域線	3,000	79	9,491	4,746			
		右京区	京北下宇津	池ヶ谷線	1,720	75	18,499	3,297			
		右京区	京北細野	宇治宇治谷線	1,650	106	21,025	4,192			
		右京区	京北上弓削（十一）、京北上弓削、京北室谷	原深見線	2,662	272	31,025	22,445			
		右京区	京北上弓削、京北田貫、京北下中、京北大野、京北小塩、京北井戸、京北上黒田、京北下黒田、京北下弓削、京北辻、京北中江、京北宮	深見大布施線	6,813	2,627	312,165	237,779			
【舗装　後期　計】					37,585	7,231	1,011,444	483,562	23 路線		
【舗装　計】					75,780	12,409	1,801,497	792,799	51 路線		
舗装	軽車道	京都市 北区	雲ヶ畑	足谷線	500	42	5,452	3,072			前期
		左京区	花脊	オコ谷線	300	105	19,460	4,776			
		左京区	大原	西の谷線	590	78	12,178	2,778			
		左京区	広河原	根尻木線	1,580	349	26,739	26,815			
【舗装（軽車道）　前期　計】					2,970	574	63,829	37,441	4 路線		
舗装	軽車道	京都市 北区	雲ヶ畑、杉坂	松尾谷線	1,000	133	15,167	11,361			後期
		左京区	大原	亀甲谷線	200	155	21,555	9,060			
		右京区	梅ヶ畑、鳴滝	福ヶ谷線	1,100	186	33,405	2,092			
【舗装（軽車道）　後期　計】					2,300	474	70,127	22,513	3 路線		
【舗装（軽車道）　計】					5,270	1,048	133,956	59,954	7 路線		
京都市　計					174,081	31,802	4,509,834	2,112,486	138 路線		
改良	自動車道	長岡京市	奥海印寺長法寺	鉢伏線	1,139	71	12,299	3,512		幅員拡張、法面保全	前期
【改良　計】					1,139	71	12,299	3,512	1 路線		
改良	軽車道	長岡京市	奥海印寺	立石線	695	140	14,889	2,070		局部改良、法面保全	前期
【改良（軽車道）　計】					695	140	14,889	2,070	1 路線		
長岡京市　計					1,834	211	27,188	5,582	2 路線		
改良	自動車道	宇治市	炭山、菟道	炭山線	3,011	218	45,110	8,540		局部改良	後期
			炭山、西笠取	谷山線	5,000	149	29,047	5,207		局部改良	
			志津川、池尾	仙郷山線	3,995	128	22,511	6,529		局部改良	
			宇治、白川	白川線	2,130	30.37	4,315	991		局部改良	
【改良　計】					14,136	525	100,983	21,267	4 路線		
宇治市　計					14,136	525	100,983	21,267	4 路線		
改良	自動車道	京田辺市	薪	甘南備山線	1,367	80	4,752	3,817		局部改良	前期
【改良　計】					1,367	80	4,752	3,817	1 路線		
京田辺市　計					1,367	80	4,752	3,817	1 路線		
舗装	自動車道	木津川市	山城町神童子、山城町平尾	神童子線	1,265	303	40,749	6,184	有		前期
【舗装　計】					1,265	303	40,749	6,184	1 路線		
改良	自動車道	木津川市	山城町神童子	神童子線	5,576	303.00	40,749	6,184.0		橋梁補修	前期
【改良　計】					5,576	303.00	40,749	6,184.0	1 路線		
改良	軽車道	木津川市	山城町平尾	奥山北谷線	1,210	156.92	10,221	2,609.9		橋梁補修	前期
【改良(軽車道)　計】					1,210	156.9	10,221	2,609.9	1 路線		
木津川市　計					8,051	762.9	91,719	14,977.9	3 路線		
改良	自動車道	井手町	多賀	片原山線	2,840	62	13,060	759	有	局部改良・法面保全	前期
【改良　計】					2,840	62	13,060	759	1 路線		
舗装	自動車道	井手町	多賀	片原山線	2,840	62	13,060	759	有		前期
【舗装　計】					2,840	62	13,060	759	1 路線		
井手町　計					5,680	124	26,120	1,518	2 路線		

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長	利用区域			国有林道との連絡調整の必要の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字		(m)	面積 (ha)	材積(m^3) 針葉樹	材積(m^3) 広葉樹			
改良	自動車道	宇治田原町	立川	御林山線	4,820	133	16,889	3,227		局部改良、法面保全	前期
			奥山田	１号鷲峰山線	2,660	121	13,608	3,402		局部改良、法面保全	
			湯屋谷	２号鷲峰山線	1,862	146	21,342	194		局部改良、法面保全	
			禅定寺、荒木、高尾	大峰線	10,203	407	44,348	1,064		局部改良、法面保全	
			立川、南	地福谷線	3,655	110	20,696	870		局部改良、法面保全	
【改良　前期　計】					23,200	917	116,883	8,757		5 路線	
【改良　　計】					23,200	917	116,883	8,757		5 路線	
宇治田原町　　計					23,200	917	116,883	8,757		5 路線	
開設	自動車道	笠置町	有市（西部）	野田線	500	100	10,298	6,395			前期
			笠置（南部）	阿蘇線	500	81	13,639	1,802			
【開設　前期　計】					1,000	181	23,937	8,197		2 路線	
開設	自動車道	笠置町	有市（西部）	野田線	1,000	100	10,298	6,395			後期
			笠置（南部）	阿蘇線	500	81	13,639	1,802			
【開設　後期　計】					1,500	181	23,937	8,197		2 路線	
【開設　　計】					2,500	363	47,874	16,394		4 路線	
改良	自動車道	笠置町	有市（西部）	横川線	100	237	37,551	12,324		局部改良	前期
			有市（西部）	野田線	100	100	10,298	6,395		局部改良	
			笠置（南部）	阿蘇線	100	81	13,639	1,802		局部改良	
【改良　　計】					300	418	61,488	20,521		3 路線	
舗装	自動車道	笠置町	有市（西部）	野田線	683	100	10,298	6,395			前期
			笠置（南部）	阿蘇線	975	81	13,639	1,802			
【舗装　　計】					1,658	181	23,937	8,197		2 路線	
笠置町　　計					4,458	962	133,299	45,112		9 路線	
開設	自動車道	南山城村	野殿	野口線	694	80	9,903	3,664			前期
【開設　前期　計】					694	80	9,903	3,664		1 路線	
開設	自動車道	南山城村	野殿	野口線	1,000	80	9,903	3,664			後期
【開設　後期　計】					1,000	80	9,903	3,664		1 路線	
【開設　　計】					1,694	160	19,806	7,328		2 路線	
改良	自動車道	南山城村	童仙房、野殿	三国越線	1,710	973	78,733	87,845		局部改良	前期
【改良　　計】					1,710	973	78,733	87,845		1 路線	
南山城村　　計					3,404	1,133	98,539	95,173		3 路線	
開設	自動車道	亀岡市	篠町王子	長尾山線	900	88	15,691	1,011			前期
【開設　前期　計】					900	88	15,691	1,011		1 路線	
開設	自動車道	亀岡市	稗田野町佐伯	大城山線2-1	1,500	228	46,625	749			後期
			馬路町	一の橋線	1,000	66	11,185	1,878			
【開設　後期　計】					2,500	294	57,810	2,627		2 路線	
【開設　　計】					3,400	383	73,501	3,638		3 路線	
改良	自動車道	亀岡市	曽我部町寺	地明谷線	2,356	107	19,724	1,513		法面保全	前期
			篠町王子	西長尾線	2,390	41	7,318	351		法面保全	
【改良　前期　計】					4,746	148	27,042	1,864		2 路線	
改良	自動車道	亀岡市	稗田野町佐伯	大城山線	6,230	228	46,625	749		局部改良、法面保全	後期
			篠町王子	中の谷線	2,764	204	36,641	3,569		局部改良、法面保全	
【改良　後期　計】					8,994	432	83,266	4,318		2 路線	
【改良　　計】					13,740	580	110,308	6,182		4 路線	
舗装	自動車道	亀岡市	曽我部町寺	地明谷線	2,356	107	19,724	1,513			前期
			篠町王子	西長尾線	2,390	41	7,318	351			
			篠町王子	中の谷線	2,764	204	36,641	3,569			
			篠町王子	池ノ谷2-2線	2,164	69	12,255	737			
【舗装　前期　計】					9,674	421	75,938	6,170		4 路線	
舗装	自動車道	亀岡市	上矢田町	寒谷線	2,281	91	16,378	780			後期
【舗装　後期　計】					2,281	91	16,378	780		1 路線	
【舗装　　計】					11,955	513	92,316	6,950		5 路線	
開設	軽車道	亀岡市	古世町	東谷線	1,260	49	9,360	671			前期
【開設（軽車道）　前期　計】					1,260	49	9,360	671		1 路線	
【開設（軽車道）　　計】					1,260	49	9,360	671		1 路線	
亀岡市　　計					30,355	1,524	285,485	17,441		13 路線	

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長	利用区域			調整の必要の有無 国有林道との連絡	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字		(m)	面積 (ha)	材積(m^3) 針葉樹	材積(m^3) 広葉樹			
開設	自動車道	南丹市	美山町高野（砂木）	高野線	3,700	499	74,571	22,742			前期
			美山町白石	小野倉線	1,500	408	43,781	38,968			
			美山町板橋	板橋線	3,500	78	14,723	5,568			
			美山町板橋	海老坂線	2,800	114	18,491	5,946			
			美山町原	堂ヶ谷線	1,200	53	7,099	2,910			
			美山町豊郷（名島）	下谷線	3,000	148	34,320	4,599			
			美山町豊郷（神谷）	馬場谷線	1,500	88	8,839	7,607			
			美山町安掛、美山町荒倉	堂山線	2,000	118	18,228	9,553			
			美山町河内谷	西ヶ谷芦谷線	2,500	136	25,934	10,118			
			美山町河内谷	深見峠線	1,000	80	14,054	3,248			
			美山町江和、美山町田歌	民水追突ノ木線	2,600	130	19,678	11,602			
			美山町佐々里	道ノ谷支線	1,500	69	7,355	7,455			
			美山町下平屋、美山町下吉田	大才野線	1,400	90	11,822	4,922			
			美山町下	東杉波線	1,600	151	34,651	2,924			
			美山町内久保（上久保）	合戦原線	100	41	7,981	2,446			
			美山町内久保（上久保）、美山町南	ホサビ線	1,500	219	44,588	10,126			
			美山町静原	丸山線	1,500	71	11,947	4,200			
			美山町静原	向小谷線	1,600	71	11,947	4,200			
			美山町原	原北谷線	1,500	108	12,135	8,650			
			美山町高野（今宮）、美山町高野（栃原）	ウセノ線	1,800	65	12,900	3,788			
			園部町天引	脇谷線	780	39	5,260	2,075			
			日吉町畑郷	畑郷奥山向山線	4,100	115	3,670	13,287			
【開設　前期　計】					42,680	2,892	443,974	186,934	22 路線		
開設	自動車道	南丹市	美山町原	大ビツ線	600	65	18,654	955			後期
			美山町福居（熊壁）、美山町福居（脇）	奥ノ谷線	1,200	120	24,176	4,480			
			美山町内久保（大内）、美山町荒倉	島向線	1,000	217	34,026	17,352			
			美山町江和	江和向山線	1,000	52	7,870	4,640			
			美山町田歌	オソグイ線	1,200	93	16,184	6,695			
			美山町佐々里	大川上シナ谷線	1,500	131	23,874	9,568			
			美山町河内谷、美山町佐々里	佐々里河内谷線	1,800	456	95,032	15,987			
			美山町芦生	小野子谷線	1,000	139	9,615	16,988			
			美山町豊郷（洞）、美山町福居（熊壁）、美山町盛郷（林）	綾部美山１号線	3,480	742	122,873	47,347			
			美山町三埜（川谷）、美山町音海、美山町小淵	綾部美山２号線	2,500	644	100,397	39,362			
			美山町小淵、美山町肱谷、美山町向山	大野対岸線	1,000	233	41,617	7,408			
			美山町高野（砂木）、美山町豊郷（林）、美山町北	北林線	2,000	245	37,679	17,843			
			美山町田歌、美山町高野	唐戸対岸線	1,200	227	19,369	24,266			
			園部町埴生	蛇ヶ谷線	500	46	5,881	2,324			
			園部町天引	若山ガヨノ谷線	500	54	9,218	2,409			
			八木町諸畑、八木町船枝	船枝千谷諸木山線	2,500	134	25,338	3,287			
			八木町神吉	石迫線	1,000	36	8,199	251			
			八木町船枝	船枝線	500	71	15,942	302			
開設	自動車道	南丹市	日吉町田原・日吉町畑郷・日吉町四ッ谷	中垣内深山肱谷線	2,000	217	34,555	12,623			後期
			日吉町胡麻、日吉町畑郷	中垣内深山線	3,000	182	28,664	7,729			
			日吉町天若	小倉谷線	800	46	9,181	883			
【開設　後期　計】					30,280	4,149	688,344	242,699	21 路線		
【開設　計】					72,960	7,041	1,132,318	429,633	43 路線		

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長	利用区域			国有林道との連絡調整の必要の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字			面積	材積(m^3)				
					(m)	(ha)	針葉樹	広葉樹			
			美山町肱谷	菅生山線	3,600	281	65,431	4,433		局部改良、法面保全	
			美山町高野（今宮）、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	2,400	487	84,210	27,405		局部改良、法面保全	
			美山町芦生	小野子谷線	100	139	9,615	16,988		局部改良、法面保全	
			美山町島	須麦谷線	100	438	53,277	44,862		局部改良、法面保全	
			美山町大野	飛谷線	500	95	16,150	4,228		局部改良、法面保全	
			美山町原	原北谷線	200	108	12,135	8,650		局部改良、法面保全	
			美山町北	北谷線	50	198	22,129	20,157		橋梁改良、局部改良	
			日吉町四ツ谷	海老谷線	3,900	131	12,439	11,492		橋梁改良、局部改良	
			美山町河内谷	深見大布施線	654	415	53,949	27,331		局部改良,法面保全交通安全施設	
改良	自動車道	南丹市	美山町肱谷、向山	丹波美山１号線	2,494	677	172,922	4,775		局部改良,法面保全交通安全施設	前期
			日吉町畑郷	丹波美山１号線	4,915	502	43,723	54,369		局部改良,法面保全交通安全施設	
			美山町大野、肱谷、島	肱谷四ツ谷線	2,720	112	13,254	11,542		局部改良,法面保全交通安全施設	
			日吉町四ツ谷	肱谷四ツ谷線	1,530	209	18,274	21,766		局部改良,法面保全交通安全施設	
			美山町原、板橋	丹波美山２号線	7,381	479	69,460	35,248		局部改良,法面保全交通安全施設	
			日吉町四ツ谷	丹波美山２号線	769	587	93,025	32,809		局部改良,法面保全交通安全施設	
			美山町原、深見	原深見線	4,203	245	47,746	12,650		局部改良,法面保全交通安全施設	
【改良　前期　計】					35,516	5,101	787,739	338,705	16 路線		
改良	自動車道	南丹市	美山町板橋	板橋線	500	250	41,603	16,408		局部改良、法面保全	後期
			美山町田歌	芦谷線	300	240	29,027	14,046		局部改良、法面保全	
			美山町高野（今宮）、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	3,700	487	84,210	27,405		局部改良、法面保全	
			美山町原	原谷線	2,800	199	20,479	15,696		局部改良、法面保全	
			美山町原	原清水丸線	2,000	157	27,512	12,148		局部改良、法面保全	
【改良　後期　計】					9,300	1,332	202,831	85,703	5 路線		
【改良　　計】					44,816	6,433	990,570	424,408	21 路線		
舗装	自動車道	南丹市	美山町肱谷	菅生山線	2,200	306	72,024	4,710			前期
			美山町島	須麦谷線	100	438	53,277	44,862			
			美山町三埜（岩江戸）、美山町大野、美山町萱野、美山町肱谷	大野対岸線	4,300	418	65,111	24,039			
			美山町大野	飛谷線	500	95	16,150	4,228			
			美山町原	原谷線	2,800	199	20,479	15,696			
			美山町原	原北谷線	200	120	13,486	9,613			
			美山町高野（今宮）、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	2,000	487	84,210	27,405			
			美山町河内谷	深見大布施線	202	415	53,949	27,331			
			美山町肱谷、向山	丹波美山１号線	873	677	172,922	4,775			
			日吉町畑郷	丹波美山１号線	2,373	502	43,723	54,369			
			美山町大野、肱谷、島	肱谷四ツ谷線	2,720	112	13,254	11,542			
			日吉町四ツ谷	肱谷四ツ谷線	1,627	224	18,377	26,352			
			美山町原、板橋	丹波美山２号線	2,505	479	69,460	35,248			
			日吉町四ツ谷	丹波美山２号線	255	544	90,289	36,155			
			美山町原、深見	原深見線	2,205	245	47,746	12,650			
【舗装　前期　計】					24,860	5,260	834,457	338,975	15 路線		

開設拡張別	種類	位置		路線名	延長	利用区域			国有林道との連絡調整の必要の有無	備考	開設拡張の順位
		市区町村名	大字		(m)	面積 (ha)	材積(m^3) 針葉樹	材積(m^3) 広葉樹			
舗装	自動車道	南丹市	美山町肱谷	菅生山線	2,000		72,024	4,710			後期
			美山町板橋	板橋線	500	250	41,603	16,408			
			美山町田歌	芦谷線	300	240	29,027	14,046			
			美山町原	原清水丸線	3,400	157	27,512	12,148			
			美山町高野（今宮）、美山町和泉、美山町大野	奈良井谷線	3,700	487	84,210	27,405			
			美山町小淵、美山町肱谷、美山町向山	大野対岸線	2,900	233	41,617	7,408			
			日吉町四ッ谷	海老谷線	3,900	131	12,439	11,492			
			日吉町木住	猪ノ谷線	400	65	14,736	262			
			日吉町四ッ谷	積谷線	500	172	30,026	8,356			
			日吉町田原	旅谷線	700	153	31,496	3,285			
【舗装　後期　計】					18,300	1,888	384,690	105,520	10 路線		
【舗装　　計】					43,160	7,147	1,219,147	444,495	25 路線		
南丹市　　計					160,936	20,622	3,342,035	1,298,536	89 路線		
【京都府　開設　計】					112,779	12,782	1,945,919	764,765	81 路線		
【京都府　改良　計】					164,438	22,481	3,192,425	1,482,393	82 路線		
【京都府　舗装　計】					136,658	20,615	3,190,706	1,259,384	85 路線		
【京都府　　総計】					413,875	55,878	8,329,050	3,506,542	248 路線		

（別掲）　軽車道

【京都府　軽車道開設　計】	1,260	49	9,360	671	1 路線	
【京都府　軽車道改良　計】	7,097	1,690	264,471	57,500	13 路線	
【京都府　軽車道舗装　計】	5,270	1,048	133,956	59,954	7 路線	
【京都府　軽車道　　総計】	13,627	2,786	407,787	118,125	21 路線	